

サポートニュース

第 1 1 号

平成 1 4 年 1 2 月 1 3 日

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

新潟県地域福祉権利擁護センター

地域福祉権利擁護事業を進める集い を開催しました

去る 9 月 2 6 日、新潟ユニゾンプラザにおいて、「地域福祉権利擁護事業を進める集い」を開催いたしました。116 人の生活支援員の皆さんを始め、社協職員、民生委員、社会福祉施設・病院職員等 470 名ほどの方にご参加いただきました。集いの概要をご紹介します。

実践発表「生活支援員の実践活動」

上越市社会福祉協議会 生活支援員 今井 恭 さん

実際に今井生活支援員さんが支援されている精神障害者の 30 代男性と痴呆性高齢者の 90 代女性の事例をご紹介します。

精神障害者の方は、ご自分で金銭管理をうまくすることができず、地域福祉権利擁護事業を利用することになりました。当初週 1 回の支援で、2 人の生活支援員が隔週で対応していましたが、最近ではご自分でできるようになってきたため、支援回数を減らし、一人の生活支援員で対応しています。また、授産施設に通所していましたが、ご自分で就職先を見つけ、就職するなど、生活支援員が金銭管理という部分でサポートしながら、自立に向かっているという事例です。

高齢者の方は、当初、生活支援員を含む福祉関係者に不信感を抱いていましたが、近頃は好意的で笑顔も見られるようになってきており、支援については丁寧に自尊心を損なわないように留意していることをお話いただきました。

実践発表「地域福祉権利擁護事業の推進と市町村社会福祉協議会」

豊栄市社会福祉協議会 地域福祉係長 青木 茂 さん

市町村社協のこの事業に対する取り組みが弱いのは、市町村社協が契約者となっており、位置付けが明確になっていないためではないか、また、1,000 円という利用料が、利用について二の足を踏ませているのではないかと思います。

しかし、今後、市町村社協が重点的に推進しなければならない事業の一つとして、地域福祉権利擁護事業は間違いなくあげられます。在宅介護支援センターと連携し、成年

後見制度を活用しながらこの事業を推進する必要があります。知的障害者や精神障害者の自立支援や人権擁護は、市町村社協がこれまであまり深く踏み込んでこなかった領域ですが、市町村社協は住民の権利や人権感覚をさらに深く持ち、この事業を積極的に育てる責務があると思います。

講演「福祉サービス利用者の権利擁護」

新潟青陵大学 福祉心理学科 専任講師 押木 泉 様

利用者の権利擁護のためには、問題発見システムの構築、サービスの質を向上させる情報として苦情を受けとめること、組織的支援（ネットワーク）の発動、成年後見制度への気軽なリンクといったことが必要です。ネットワークについては、ネット（連絡網）はできたものの、大事なワーク（仕事）がなかなかできていないのではないのでしょうか。

モニタリング（チェック、管理）、リーディング（指導）といった視点からサポート（支援、寄り添う）への転換、意見表明権の保障と利用者主体の原則が今後、福祉において、大事なポイントとなります。それらのための新しい福祉サービスとしての権利擁護に期待します。

平成14年度 生活支援員研修会を行いました

10月下旬から11月上旬にかけ、県内4会場において平成14年度生活支援員研修会を行いました。専門員による活動報告、生活支援員による実践発表の後行われた質疑応答では多くのご質問をいただくことができました。また、回収させていただいたアンケートでも、ご質問やご意見をいただきましたが、「生活支援員の支援範囲はどこまでか」「関係機関との連携について」「生活支援員は利用者を開拓すべきか」「決められた時間内に活動が終わらないことが多いが、利用料に跳ね返ることを考えると実働時間を報告できない」など、事業の課題となるものが多く寄せられていました。今後、これらについては検討し、紙面を通じて皆様にお答えしていきたいと考えております。

平成14年度 生活支援員中央現任研修会が行われました

9月27日に全国社会福祉協議会において、生活支援員中央現任研修会が行われました。県内からは、お2人の生活支援員にご参加いただきました。厚生労働省社会・援護局による行政説明、大阪市立大学大学院 岩間伸之先生による講義と演習、額田洋一弁護士による講義が行われました。

岩間先生による演習においては、利用者の発した言葉に対し、生活支援員としてどのように答えるかを考えました。思いつきや感情で答えるのではなく、その言葉の裏側にある気持ちや背景にアプローチし、「私はその気持ちに気づきましたよ」と共感するように答えることが、関係作りのステップになり、援助の扉を開くということを学びました。

利用者の理解と援助の視点

通帳を何度も探して 精神障害者 70代 女性

Aさんは、一人暮らしであまり外出もしない生活をされています。以前泥棒に入られたことがあり、以来自分で通帳を隠すようになりましたが、最近頻繁に通帳のしまい場所を忘れ、そのたびに生活保護のケースワーカーに電話をし、探しにきてもらっていました。そこで、生活保護のケースワーカーの方で通帳を預かっていましたが、地域福祉権利擁護事業を利用してはどうかと相談がありました。Aさんは、お金も隠して忘れてしまうので、月2、3回くらいお金を払い戻してほしいと利用を希望されました。

Aさんとこの事業の契約をし、生活支援員は月3回の訪問の中で、金銭の払い戻しや支払いなどを行うとともに生活の相談にもなっています。Aさんは、うつ病のため、ご自分がいろいろと忘れてしまうことに涙したり、悲しい気分のことが多いようですが、生活支援員との会話の中で顔がほころぶときもあり、生活支援員の訪問を楽しみにされています。また、専門員と生活保護のケースワーカーとの間で、生活支援員や専門員、ケースワーカーの訪問時の様子などについてお互いに連絡を取り合い、Aさんが少しでも不安の少ない生活を送れるよう、連携して支援を行っています。

(プライバシー保護のため、一部加筆してあります。)

気持ちが落ち込みやすい方のため、生活支援員も対応が難しいかと思います。しかし、地域福祉権利擁護事業だけでなく、生活保護ケースワーカーと連携していることで、精神的な負担の軽減につながっているのではないのでしょうか。生活支援員は、個人で支援を行っているのではなく、社会福祉協議会という組織として支援を行っているということ、また関係機関とチームで支援するということを念頭におき、支援にあたる必要があります。

また、民生委員やその他関係機関との連携の必要性を感じたときは、専門員にそのことを伝え、ケース会議を設けてもらう等するとよいでしょう。多くの人に関わっていても、方向がバラバラでは、かえってご本人に混乱を与えかねません。関係機関が役割分担をし、そろって同じ方向に向かって支援することで、ご本人にとっても最善の利益となります。



新潟県地域福祉権利擁護事業 市町村別利用状況

(平成11年10月1日～平成14年11月末日)

利用者の住所に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位：人)

区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計
新発田市	2	5		7
村上市	1	2		3
豊栄市		5	1	6
安田町				0
京ヶ瀬村				0
水原町	1		1	2
笹神村			2	2
豊浦町				0
聖籠町				0
加治川村				0
紫雲寺町		1		1
中条町				0
黒川村				0
関川村				0
荒川町				0
神林村		1	1	2
朝日村		1		1
山北町				0
粟島浦村				0
計	4	15	5	24
新潟市	15	21	9	45
新津市		2	4	6
五泉市	1	3		4
両津市		1	1	2
白根市	1	2		3
小須戸町			1	1
村松町				0
横越町				0
亀田町		1	2	3
津川町				0
鹿瀬町				0
上川村		1		1
三川村				0
相川町		1		1
佐和田町	1	4		5
金井町				0
新穂村				0
畑野町		2	1	3
真野町				0
計	11	22	14	47
長岡市	2	19	8	29
柏崎市	1	1	4	6
小千谷市	1	2		3
十日町市	2	2	2	6
栃尾市	2	4		6
越路町		5	1	6
三島町				0
与板町				0
和島村				0
出雲崎町		1	1	2
寺泊町		1		1
山古志村				0
川口町				0
堀之内町	2			2
小出町	1	10	1	12
湯之谷村			1	1
計	13	54	21	88
上越市	2	19	23	44
糸魚川市	1	2		3
新井市	1			1
安塚町				0
浦川原村			1	1
松代町				0
松之山町				0
大島村				0
牧村				0
柿崎町	1	1	1	3
大潟町		3		3
頸城村				0
吉川町			1	1
妙高高原町				0
中郷村				0
妙高村				0
板倉町				0
清里村			1	1
三和村				0
名立町				0
能生町				0
青海町				0
計	5	25	27	57
合計	51	154	85	290

相談継続...契約に向け専門員が対応している人数。

契約締結...契約を締結した人数。

相談終了...契約に至らず、専門員による対応を終えた人数。

地域福祉権利擁護事業
生活支援員だより
サポートニュース

新潟県地域福祉権利擁護センター（新潟県社会福祉協議会内）

〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

電話：025-281-5584

E-mail：kenriyogo@fukushiniigata.or.jp

FAX：025-281-5529

http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/